

香芝市職員採用試験案内

香芝市職員任用試験委員会

随時採用予定の採用試験を次のとおり行います。

- 1 職種・採用予定人数・受験資格・職務内容等
本市への通勤が可能で、次の受験資格要件を満たす人

◆任期2年（常勤又は短時間の募集です。）

職種	募集人員 (程度)	採用形態	受験資格 (採用予定日現在)
弁護士	若干名	常勤（特定任期付職員）	弁護士の資格を有し、弁護士名簿に登録している人で、弁護士又は行政職員としての実務経験が3年以上の人
		短時間（任期付短時間勤務職員）	弁護士の資格を有し、弁護士名簿に登録している人

※ 試験の結果、適任者がいない場合は、採用を見合わせる場合があります。

※ 任用期間中は、現在の業務を停止し公務に専念することになります。ただし、任命権者が許可した場合は、現在の業務の継続が可能です。

※ 受験資格要件を満たす人であっても、次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 香芝市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (5) 日本国籍を有しない人で在留資格において就職等が制限されている者

◆職務内容

職種	主な職務内容
弁護士	・ 債権整理、法律相談など住民と直接対応する業務 ・ 条例・規則の改廃時等における審査、法的視点を取り込んだ政策等の企画・立案や、各行政事務の法的妥当性の検討に関する業務 ・ 行政不服審査、市への不当要求行為への対応、その他法的事案の整理、解決業務及び予防業務 ・ 訴訟等に関する業務 ・ 顧問弁護士との調整業務 ・ 職員の法務能力向上支援等に関する業務 ・ その他、法曹資格者としての知識と経験が活かされる業務

2 試験日・場所・内容等

試験日	希望を踏まえて決定した1日
場 所	香芝市役所
試験の内容	筆記試験（約90分）、個別面接
合 否 発 表	試験日から約1か月後を予定 可否にかかわらず通知します。

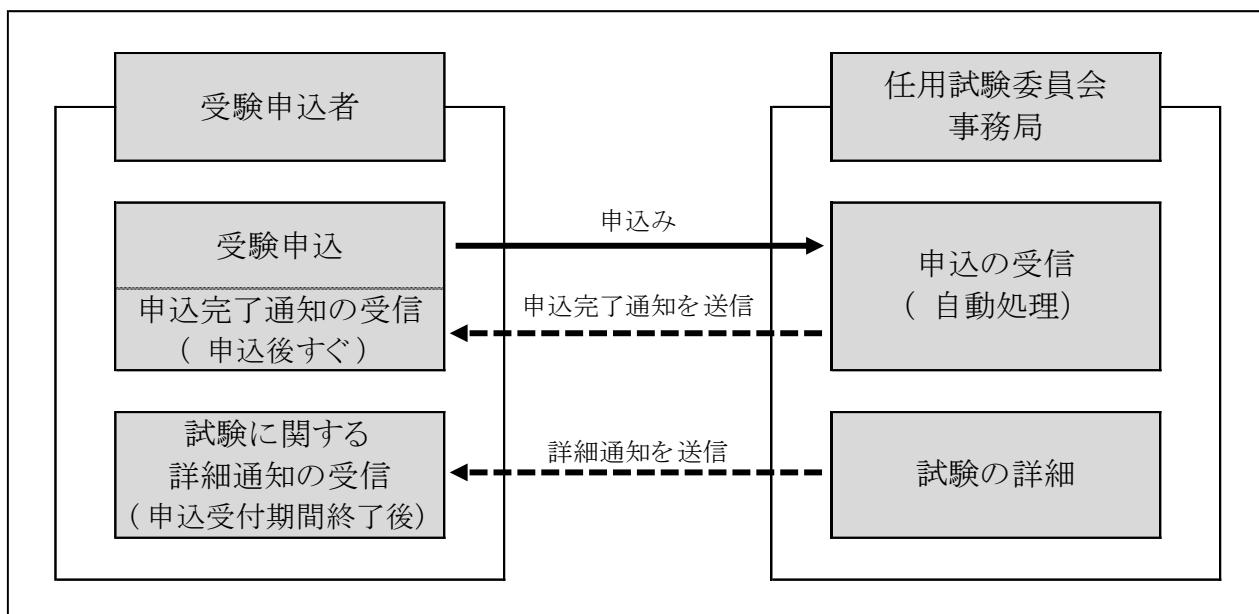
- ※ 試験当日、災害等により試験開始時刻が変更又は試験が延期される場合は、市のホームページ（<http://www.city.kashiba.lg.jp>）においてお知らせします。
- ※ 合否については、市のホームページでも確認できます。
- ※ 上記以外の試験内容への問合せについては、一切お答えできません。
- ※ この試験に関して取得した情報は、採用選考及び結果連絡、採用後の人事管理の資料としてのみ利用し、それ以外の目的では利用しません。

3 受験のための手続

申込受付 期 間	随時
申込方法	インターネットによる電子申請（スマートフォンからの申込みも可能です。）
申込ページ URL	https://apply.e-tumo.jp/kashiba-nara-u/offer/offerList_detail?tempSeq=40309
申込ページ QRコード	
送付先 メールアドレス	saiyou@city.kashiba.lg.jp

- ※ 上記の「申込ページURL」から申込ページにアクセスし、各項目について必要事項を入力又は選択してください。
- ※ 香芝市職員任用試験委員会事務局で申込みを受理した後は、いかなる理由の場合でも変更を認めませんので、内容を十分に確認の上、申し込んでください。
- ※ 同一の受験者から複数の申込みがあった場合は、申込みが受理される前に受験者が取り下げた場合を除き、最後に行われた申込みを有効とします。
- ※ 申込みの完了後、入力いただいた連絡先メールアドレスに申込完了通知が自動送信されます。
- ※ 申込完了通知が翌日になっても届かない場合は、すぐに香芝市職員任用試験委員会事務局までお問い合わせください（当該通知が届かない場合は、申込みは完了していません。）。

(インターネットによる受験申込手続の流れ)



4 合格から採用まで

- (1) 合格点以上を得た人は、採用候補者名簿に登載されます。
また、採用は採用候補者名簿の中から行いますので、内定通知を任命権者から送付します。なお、採用予定日は、試験日から2、3か月後頃の日を目途に内定者と協議の上、決定した日とします。
- (2) 内定通知が送付されていない人は、内定者に欠員が生じた場合に繰り上げて内定者とする候補者となります。
- (3) 受験資格がないこと又は受験申込書等の記載事項が正しくないことが判明した場合は、合格を取り消すことがあります。

5 給与・勤務条件等

●常勤（特定任期付職員）

(1) 給与

香芝市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条に基づく任用となり、給料表は特定任期付職員の給料表に基づきます。

号 給	3号給	4号給
給料月額	492,000円 (概算年収 約815万円)	555,000円 (概算年収 約915万円)

※ 給料月額及び概算年収は、令和6年12月27日現在のものです。

※ いずれの号給を適用するかは経験年数や内容によって決定します。

※ 上記給料月額のほかに、期末手当が支給され、地域手当、通勤手当が条件に応じて支給されます。扶養手当、住居手当、管理職手当、勤勉手当、退職手当等は支給されません。

※ 上記の金額については、給与改定等を受けて変更されることがあります。概算年収については、目安であり最低額を保証するものではありません。

※ 任期は、採用の日から2年間です。採用から5年を限度に任期の更新の可能性があります。

(2) 勤務時間等

①勤務時間 8:30～17:15

②休日 土曜日・日曜日(週休日)及び祝日(国民の祝日に関する法律)等

(3) 休暇

年次有給休暇、特別休暇があります。

●短時間(任期付短時間勤務職員)

(1) 給与

香芝市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条に基づく任用となり、給料表は一般職の給料表に基づきます。

号 給	5級93号 (398,200円)	6級85号 (415,700円)	7級61号 (450,900円)
給料月額	約33万円 (概算年収 約550万円)	約35万円 (概算年収 約580万円)	約38万円 (概算年収 約630万円)

※ 給料月額及び概算年収は、令和6年12月27日現在のものです。

※ いずれの号給を適用するかは経験年数や内容によって決定します。

※ 上記給料月額のほかに、期末手当、勤勉手当が支給され、地域手当、通勤手当が条件に応じて支給されます。扶養手当、住居手当、管理職手当、退職手当等は支給されません。

※ 上記の金額については、給与改定等を受けて変更されることがあります。概算年収については、目安であり最低額を保証するものではありません。

※ 任期は、採用の日から2年間です。採用から3年を限度に任期の更新の可能性があります。

(2) 勤務時間等

①平日週4日の勤務

②勤務時間 8:30～17:15

③休日 土曜日・日曜日(週休日)及び祝日(国民の祝日に関する法律)等

※ 勤務日についてはご希望等を考慮し、双方合意の下に決定いたします。

(3) 休暇

年次有給休暇、特別休暇があります。

6 福利厚生

(1) 毎年、健康診断を実施しているほか、人間ドック受診費用の助成等があります。

※ 人間ドック費用の助成は、一定年齢以上の方が対象となります。

(2) 年金・健康保険等は、奈良県市町村職員共済組合に加入します。

(3) その他

弁護士会の会費等は、自己負担となります。

7 試験に関するお問合せ

〒639-0292 奈良県香芝市本町1397番地

香芝市役所市長公室人事課内 香芝市職員任用試験委員会

TEL 0745-76-2001 内線312・313

市のホームページ (<http://www.city.kashiba.lg.jp>) でも採用情報を掲載しています。